

28政計第132号
平成28年8月5日
知事決定

「2020年に向けた実行プラン（仮称）」策定方針

平成26年12月に策定された「東京都長期ビジョン」（以下「長期ビジョン」という。）では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）の成功、更には、その先の東京の将来像を見据えた都政の大きな方向性が示され、東京の都市力や都民生活の向上に繋がる様々な施策が展開されている。

一方、世界で多発しているテロの脅威や、首都直下地震への備え、大都市における子育てや介護の体制整備、女性・高齢者・障害者をはじめ誰もが活躍できる都市の創造、環境政策の一層の推進など、東京を取り巻く社会経済情勢や都政に対する都民ニーズは、日々変化、そして、多様化しており、今まさに都民ファーストの都政が求められている。

また、リオデジャネイロ2016オリンピック・パラリンピック競技大会が開幕し、世界の多くの人々をスポーツの感動と平和の喜びが包み込み、次の東京2020大会への気運も一挙に高まっていく。

こうした中、都は、東京が抱える課題を迅速かつ的確に解決へと導いていくと同時に、4年後に控えた東京2020大会の成功とその先の東京の未来への道筋を明瞭化し、東京の更なる成長を創出していかなければならない。

このため、新たな視点から、既存の枠組みにとらわれない政策を積極的かつ計画的に展開することにより、「セーフシティ」「ダイバーシティ」「スマートシティ」を実現し、「新しい東京」を創っていく。

以上を踏まえ、都民ファーストの視点に立った、今後の都政の具体的な政策展開を示すため、「2020年に向けた実行プラン（仮称）」（以下「実行プラン（仮称）」という。）を、下記方針のとおり策定する。

記

1 基本的考え方

(1) 「実行プラン（仮称）」では、長期ビジョンが示す政策の大きな方向性

を継承しつつ、「セーフ シティ」「ダイバーシティ」「スマート シティ」の実現に向けて、東京が抱える課題の解決や東京の更なる成長創出に資する、新規性・先進性を持つ施策を積極的に立案する。

(2)「実行プラン(仮称)」は、現行の3か年の実施計画(平成27年度から平成29年度まで)に代わる新たな計画として策定する。したがって、現行の3か年の実施計画の終了を待たず、平成29年度以降は、「実行プラン(仮称)」に基づく政策の展開を図ることとする。

(3)「実行プラン(仮称)」の策定に当たっては、新たな視点からの将来像の提示や政策目標の設定等について、積極的な検討を行う。

また、長期ビジョンで掲げた東京の将来像、政策目標及び具体的な政策展開については、これまでの進捗状況や成果を十分に検証し、長期ビジョン策定後の社会経済情勢や都民ニーズの変化等を的確に捉えた上で、必要な見直しを行う。

2 計画期間

平成29年度から平成32年度までの4か年とする。

3 主な内容

東京の将来像、政策目標、4か年の政策展開、事業費総額及び年次計画等を明示する。

4 策定時期

年内を目途に策定する。

5 施策の立案等に当たっての留意事項

(1)各局においては、局内職員の積極的な提案を促し、局を挙げて十分な検討を行うこと。

(2)「1 基本的考え方」に基づき、政策企画局と十分に調整の上、施策の立案、将来像の提示及び政策目標の設定等を行うこと。

(3)都民、区市町村等の意見・要望等を十分聴取すること。

6 事業費等の取扱い

「実行プラン(仮称)」で選定する事業については、予算、人員等を優先的に措置する。